

静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針

(目的)

第1 この基本方針は、静岡福祉大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の使用に関し、法令その他本学の定める規程等を遵守させるとともに、教職員の意識の向上及び責任ある公的研究費等の運営・管理体制の整備、充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この基本方針における公的研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学が研究者等に交付する研究費
- (2) 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を原資とする研究費
- (3) 運営費交付金の対象となる研究費並びに地方公共団体からの助成金及び補助金
- (4) 受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金
- (5) その他本学の責任において管理すべき研究費等

(責任体制)

第3 本学は、組織として公的研究費等を適正に運営・管理する責任体制をとるものとし、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。なお、各責任者の役割については、別表のとおりとする。

- (1) 学長は、最高管理責任者として、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとする。
- (2) 副学長（副学長を置かない場合にあつては、各学部長）は、研究活動適正運営責任者として、公的研究費等に係る研究活動の運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- (3) 大学事務部長（以下「事務部長」という。）は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- (4) 各学部長は、コンプライアンス推進責任者として、各学部における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとする。
- (5) 各学科長は、コンプライアンス副推進責任者として、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(ルールの明確化)

第4 本学は、公的研究費等に係る事務処理手続について常に検証を行い、ルールの明確化、統一化を図るとともに、教職員に対し周知徹底を図る。

(職務権限の明確化)

第5 本学は、公的研究費等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

(不正防止計画の策定等)

第6 本学は、公的研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画を策定する。

- 2 公的研究費等の適正な運営・管理を図るため、前項の不正防止計画を着実に実施する部署を設ける。当該部署は、事務部総務課とする。
- 3 不正防止計画は、必要に応じて見直しを行う。

(公的研究費等の管理)

第7 最高管理責任者は、公的研究費等の執行に当たって、公的研究費等が公的資金等によるものであることを教職員に理解させるとともに、学術・研究機関が適正に管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないように対応するものとする。

- 2 公的研究費等の運営・管理については、本学の各関係規程を適用する。
- 3 不正使用の疑いのある事案が生じた場合、最高管理責任者は関係者を招集、調査し、不正使用事案と判断したときは、不正使用を行った者の懲戒、関与した業者との取引停止等の処分を行う。

(相談窓口の設置)

第8 本学における公的研究費等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、本学内外からの相談を受け付ける窓口を事務部総務課に設置する。

(通報（告発）受付窓口)

第9 公的研究費等の不正使用に関する本学内外からの通報又は告発を受け付ける窓口は、事務部長とする。

- 2 通報（告発）受付窓口の運営にあたっては、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(監査の実施)

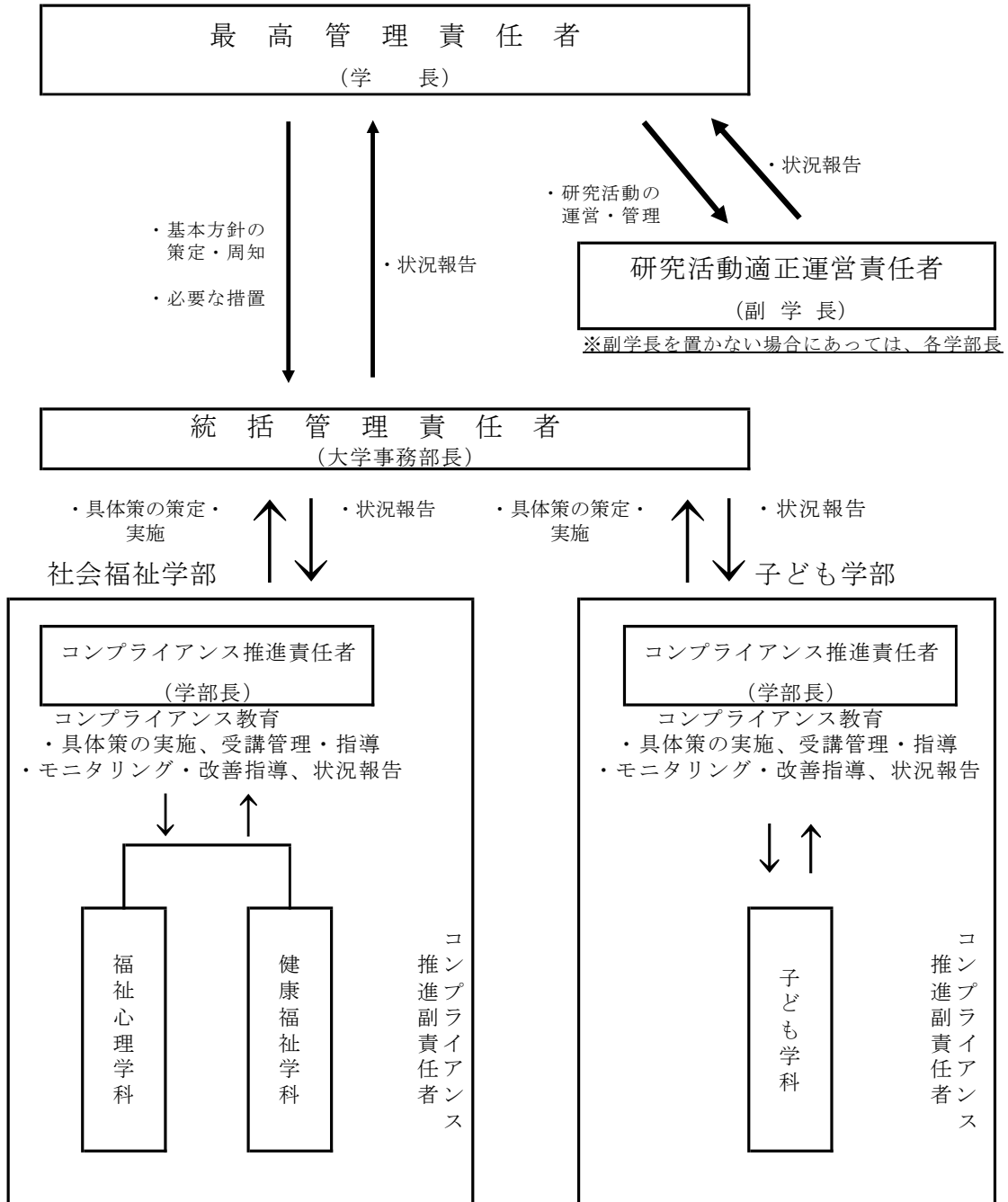
第10 本学における公的研究費等の適正な運営・管理を行うため、監査室による監査を実施する。

- 2 監査室は、監事及び公認会計士との連携を図り、学術・研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を実施する。

別表（各責任者の役割）

責 任 者	役 割
最高管理責任者	不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、研究活動適正運営責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
研究活動適正運営責任者	公的研究費等に係る研究活動の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
統括管理責任者	不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	統括管理責任者の指示の下、 ①自己の管理監督又は指導する学部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 ②不正防止を図るため、学部内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 ③自己の管理監督又は指導する学部において、構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
コンプライアンス推進副責任者	各学科においてコンプライアンス推進責任者の役割を補佐する。

公的研究費等の不正防止に関する責任体系図



静岡福祉大学